

**「令和7年度千葉県国際教育交流推進事業（台湾派遣）」業務委託
企画提案仕様書**

※本仕様書は、当該業務委託の受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書やプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえた上で、受託者と協議の上、千葉県教育委員会（以下、県教育委員会という。）が作成する。

1 委託業務名

「令和7年度千葉県国際教育交流推進事業（台湾派遣）」業務委託

2 目的

本県と友好交流協定を結んでいる桃園市をはじめとする台湾に県内の高校生、教職員を派遣し、本県と台湾の教育や文化、産業活性化に向けた取組などについて比較・考察するなどの経験を通して、異文化理解を深めるとともに国際社会において活躍できる産業人材の育成を目指す。

また、県教育委員会が台湾の高級中等以下学校国際教育交流連盟と国際交流に関する覚書を締結していることから、教育関係者との情報交換、協力体制を構築し、千葉県と台湾各都市の学校交流の促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

4 委託業務内容

国際教育交流推進事業（台湾派遣）企画立案及び事業実施運営

（1）実施期間

令和7年12月16日（火）から令和7年12月19日（金） 4日間（3泊4日）

（2）派遣先

台湾

（3）派遣者

高校生15名（県教育委員会が募集）、教職員等5名

（4）事業実施で期待する効果

国際社会で活躍できる産業人材の育成強化が求められている中、台湾の発展した観光に関する教育を肌で感じるとともに、産業及びグローバル人材の育成につなげる。

①観光に関する教育の学びの深化

②産業人材の育成につながる多角的な視点の習得

③国際人の一員として、諸外国に対する興味・関心の向上

（5）委託内容

① 実施行程の作成・進行管理

別表「行程表」を基本として、現地プログラムを含む台湾派遣の全行程を作成するとともに、事業実施期間における全ての行動内容について、運営・進行管理

を行うこと。

② 往復航空券の手配

往復とも成田国際空港、台湾桃園国際空港間の航空機を利用すること。

③ 現地滞在中に係る交通手段の確保

- ・現地での交通手段は、参加者全員が乗車できる借上バス（貸切）を予定し、別表に掲げる日時においてバスを手配すること。

④ 現地宿泊施設の手配

- ・現地でのプログラム等が円滑に実施できるように考慮し、ホテルを手配すること。（複数のホテル候補の提案を認める。）
- ・朝食はホテルでとることとし、朝食代は宿泊施設に係る費用に含めること。
- ・原則として生徒はツインルームに1室2名での宿泊とする。（生徒の参加状況によっては1室3名も可とし、また教職員は1名1室での宿泊）
- ・安全、衛生、環境等に十分な配慮がなされていること。

⑤ 実施期間中の食事の手配

- ・食事については、別表に掲げるとおりに手配すること。
- ・調理方法、衛生面の配慮がなされ、食品アレルギーのある生徒への配慮をすること。
- ・昼食と夕食は、原則として全生徒が同時に、同一場所で食事がとれること。（ただし、企画提案の内容（グループ別行動を行う等）によっては、企画提案の実施に必要な範囲内で、参加生徒がグループに分かれて食事をとることや行程中の一部の食事を生徒の自己負担とすることを認める。）
- ・朝食については、上記④記載のとおり。
- ・夕食については、ホテル内または行程によっては、ホテル外での食事とする。

⑥ 現地プログラムの企画・立案

ア 高級中等学校での交流プログラム

- ・観光に関する教育についての授業参加や交流プログラムを提案・実施すること
- ・現地で訪問する学校の提案及び手配を行うこと。（複数を組み合わせた提案も可とする。）

イ 先進的な観光関連企業等への訪問

- ・観光関連企業や施設等の提案及び手配を行うこと。（複数を組み合わせた提案も可とする。）

ウ その他、上記2の目的を達成するための視察等を提案・手配すること。

⑦ 現地スタッフの手配

ア 添乗員の手配

- ・現地に精通した添乗員を日本出発から帰国までの期間1名手配すること。
- ・出発前の委託者が指定する時期に委託者と添乗員との打合せを2回以上実施すること。

イ 現地ガイドの手配

- ・日本語が流暢であり、高校生を対象としたガイドができる者を別表に掲げるとおりに1名手配すること。

ウ 通訳の手配

- ・中国語、日本語に対応可能で、日本と台湾の教育事情、教育旅行事情に詳しい者を別表のとおり現地ガイドとは別に手配すること。

- ・高校生の体験活動が複数グループに分かれる場合には、必要に応じて複数の通訳を手配すること。

⑧ 安全・危機管理

- ・事業期間中の参加者の安全、健康の確保に努め、国や県の方針等に従って実施すること。
- ・現地の治安情勢や犯罪発生状況、習慣、医療事情等を踏まえて、事故等の未然防止対策の確立、緊急時の連絡体制や現地でのサポート体制の整備等、危機管理に十分配慮すること。

⑨ 参加者を対象とした事前研修会

- ・参加生徒及び教職員を対象として、台湾での活動とあわせて上記2の目的を達するための事前研修会を次のアからカの内容を盛り込んで実施すること。
 - ア 台湾の歴史、文化等、基礎的な知識に関する学習
 - イ 台湾の教育及び基礎的な知識に関する学習
 - ウ 現地学校の紹介
 - エ 台湾派遣に関する諸注意
 - オ 台湾渡航に関する準備
 - カ その他（上記2の目的を達成するための他の内容等）
- ・事前研修会は令和7年11月上旬または中旬に半日程度の研修を1回実施することとし、日時と会場は県教育委員会が指定する。
- ・事前研修会の会場は千葉県内とし、県教育委員会が会場の手配を行う。
- ・会場使用料が必要な場合は県教育委員会が負担し、また、参加者の会場までの交通費等は、参加者の自己負担とする。
- ・その他の事前研修会に係る一切の費用は委託料に含める。

⑩ その他

ア SIMカード等の手配

- ・データ通信料、一定の通話料金を含むSIMカード(5枚)またはeSIMを手配し、引き渡し及び返却は、出発日及び帰国日の成田国際空港で行う。

イ 海外旅行傷害保険の加入

- ・参加生徒一人あたり傷害死亡保険金2千万円程度のセットタイプの海外傷害保険を付保すること。

ウ 土産の手配

- ・現地で訪問する企業、現地校等への土産を手配すること。
- ・土産については、県教育委員会と協議し承諾を得ること。
- ・輸送に係る集荷、梱包、通関、関税等の一切の経費を含むものとする。

エ 現地でのミーティングスペースの確保

- ・12月17日(水)の夕刻3時間程度、生徒がプレゼンの練習等できるミーティングスペースをホテル内に確保すること。必ずしも機材の整った会議室である必要はない。

オ 現地校との交流に係る費用

- ・12月18日(木)に実施する現地校との交流において、交流校が必要とする生徒等の人数分の昼食を手配する。

5 経費

台湾派遣における企画立案及び事業実施運営にかかる一切の経費を含む。

ただし、教職員等5名の渡航費、宿泊費、食事、海外旅行傷害保険の費用は、別途負担するため、委託料には含めない。

6 その他留意事項

- (1) 委託者との連絡調整等は密に行うこと。
- (2) 打合せの記録については受託者がこれを行い、委託者に送付するとともに業務終了まで保管をすること。なお、記録した内容については委託者と確認をすること。
- (3) 事業の実施にあたっては、日本及び台湾の法令等を遵守すること。
- (4) 本事業は委託者と十分に協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、契約期間中いつでも受託者の作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議すること。
- (6) 本事業で取り扱う個人情報の管理は適正に実施すること。
- (7) 受託者には、教職員等の渡航、宿泊、食事、海外傷害保険加入の手配・手続を依頼する予定であるが、費用は別途負担するため、委託料に含めない。

別表 行程表

日 程		食 事			専用車両	ガイド	通訳
		朝食	昼食	夕食			
【1日目】 12月16日 (火)	12:30 成田国際空港集合 14:35 成田国際空港発 (C1101を想定) 17:40 台湾桃園国際空港着 (※1)	×	×	○	桃園空港到着 時から宿泊ホ テルまで	○	×
【2日目】 12月17日 (水)	現地企業への企業訪問 (※3)	○	○	○	ホテル出発か ら帰着まで (※4)	○	○ 1名
【3日目】 12月18日 (木)	現地学校を拠点とした活動 (※3)	○	○	○	ホテル出発か ら帰着まで (※4)	○	○ 1名
【4日目】 12月19日 (金)	視察・見学等 14:35 台湾桃園国際空港発 (C1101を想定) 17:40 成田国際空港着 (※5)	○	×	×	ホテル出発か ら桃園空港ま で	○	×

(※1) 1日目は、午前の成田国際空港発であれば、昼食は機内食とし、午後には視察・見学等を行うこととする。必ずしも想定した航空便である必要はない。

(※2) 機内食の時間帯や行程によっては、必要に応じて生徒の自己負担で夕食をとることも可能とする。

(※3) 現地学校は県教育庁と協議の上決定し、受託者は現地校との日程、活動内容等の調整を図るものとする。

- (※4) 訪問先の学校や企業の所在地がホテルの近隣等の理由で、専用車両を使用する必要がない場合は不要。
- (※5) 4日目の昼食は、必要に応じて空港内等で生徒が各自、自己負担でとることとする。必ずしも想定した航空便である必要はない。